

改正

昭和34年7月13日規則第20号
昭和38年6月22日規則第18号
昭和42年7月8日規則第18号
昭和46年10月18日規則第55号
昭和63年3月31日規則第5号
平成12年3月31日規則第23号
平成19年3月30日規則第51号
平成23年8月22日規則第34号
平成24年3月30日規則第22号
平成29年3月31日規則第19号

明石市国民健康保険運営協議会規則

(総則)

第1条 この規則は、明石市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）第3条の規定に基づき、明石市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定足数)

第2条 協議会は、委員定数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(招集)

第3条 協議会は、会長がこれを招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から、協議会招集の請求があつたときは、会長は、これを招集しなければならない。

2 会長は、協議会を招集するときは、市長にこれを通知しなければならない。

(会長の任務)

第4条 会長は、会議の議長として議事を整理し、協議会の事務を統理する。

(議決)

第5条 協議会の議事は、出席委員の過半数で、これを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は委員として議決に加わる権利を有しない。

(参考資料の提出の請求)

第6条 会長は、職務の遂行に関し、必要と認めるときは、市長に対して、参考資料の提出を求めることができる。

(会議録の調製)

第7条 議長は、協議会の書記をして、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させ、2人以上の委員と共に、これに署名しなければならない。

2 前項の会議録は、会長がこれを保管しなければならない。

3 会議録を調製したときは、その写を市長に送付しなければならない。

(委員の辞職)

第8条 委員が辞職しようとするときは、会長を経由して市長に許可を得なければならない。

(協議会に関する事務)

第9条 協議会に関する事務は、国民健康保険課がこれを取り扱う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(初めて協議会を招集するとき)

2 この規則施行後、初めて協議会を招集する場合には、第3条の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則（昭和34年7月13日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年6月22日規則第18号抄）

1 この規則は、昭和38年6月22日から施行する。

附 則（昭和42年7月8日規則第18号）

この規則は、明石市事務分掌条例の全部を改正する条例（昭和42年条例第17号）の施行の日（昭和42年7月8日）から施行する。

附 則（昭和46年10月18日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日規則第5号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第23号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第51号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月22日規則第34号）

この規則は、平成23年12月16日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第22号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第19号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。